

岡崎女子大学・岡崎女子短期大学における研究活動に関する 不正行為防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、岡崎女子大学及び岡崎女子短期大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、研究活動における「不正行為」とは、本学の構成員（本学教職員のほか、非常勤講師等も含む。以下「研究者等」という。）が故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによって行われた次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造（存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。）
改ざん（研究資料・機器・課程を変更する操作を行いデータ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。）
盗用（他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用することをいう。）
二重投稿等（同一内容とみなされる原著論文を複数作成して異なる雑誌等に発表する行為又は一つの論文で発表できる研究を分割して発表する行為
不適切なオーサiership（研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を著者として含め、若しくは著者としての資格を有する者を除外するなどの行為）
利益相反等（利益相反に関する義務違反、守秘義務違反、研究対象者の同意の欠落、研究被験者の虐待や材料の乱用などの行為）
- (2) 本学の研究費、並びに国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関から交付される研究費の私的流用、目的外使用等不適切な使用又は不正受給する行為
- (3) 前各号に掲げる行為の証拠隠滅または立証妨害
- (4) その他研究活動における諸規程・ルール及び関連法令等に反する行為

(研究者等の責務)

- 第3条 研究者等は、不正行為やその他不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。
- 2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修等を受講しなければならない。
 - 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可

能性を担保するため、実験・観察ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(責任体制)

第4条 本学の研究活動における管理・監査体制に基づき不正行為防止について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という）を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者を補佐し、不正行為の防止を統括する責任と権限を有する者（以下「統括管理責任者」という。）及び研究費等の運営管理、研究者等への教育、モニタリングを行う者（以下「コンプライアンス推進責任者」という。）を置き、それぞれ学園事務局長をもって充てる。

3 研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限をもつ者（以下「部局責任者」という。）を置き、財務課長をもって充てる。

4 研究者等に対して、研究倫理の遵守を周知し、監督する責任と権限を有する者（以下「研究倫理委員長」という。）を置き、岡崎女子大学副学長又は岡崎女子短期大学副学長をもって充てる。

(告発・相談窓口)

第5条 研究活動上の不正行為に関する大学内外からの対応のため窓口を設置し、告発窓口担当者（以下「窓口担当」という）を総務課長とし、相談窓口担当を研究推進センターとする。

2 窓口担当は、告発を受け付けた時は、速やかに最高管理責任者、統括管理責任者、研究倫理委員長及び研究推進センター長にそれぞれ報告しなければならない。

3 窓口担当は、告発者及び情報提供者の人権、個人情報等の保護に努めなければならない。

(不正行為に係る告発)

第6条 不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も窓口を通じ、告発をすることができる。

2 前項の告発は、原則として顕名により、不正行為等の内容、不正とする合理的理由を示して、別に定める様式1号により行う。

3 第1項の告発は、当該通報に係る事実の発生の日から起算して、5年以内に行わなければならない。

4 不正行為の疑いが学会等や報道、インターネット上の掲載により指摘された場合は、その内容に応じ、告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

(悪意に基づく告発)

第7条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。

2 悪意に基づく告発であったことが判明し、懲戒を必要とするときは、本学園就業規則に基づき処理をする。

(不正行為の取扱い)

第8条 最高管理責任者は、不正行為の告発を受付けた後30日以内に内容の合理性を確認し、調査の可否を判断するとともに研究資金提供機関、関連教育研究機関等(以下「配分機関等」という。)に報告する。

2 調査が必要と判断された場合は、実施に際しては、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関等に報告し、協議を行う。

3 調査を行わないと決定した場合は、その旨を理由とともに告発者に通知しなければならない。

(調査委員会の設置)

第9条 最高管理責任者は、第6条により調査を決定した日から起算して30日以内に、不正行為に関する事実関係等を調査するために調査委員会を置き調査を開始する。

2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 研究推進センター長

(2) 研究倫理委員長

(3) 最高管理責任者が指名した本学の教職員 1名

(4) 最高管理責任者が指名する本学に属さない外部の有識者 3名

3 調査委員会に委員長を置き、最高管理責任者が指名する。

4 告発者及び調査対象者と直接の利害関係を有する者は調査委員となることができない。

(調査の実施)

第10条 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに調査を行うことを通知し、調査の協力を求めるものとする。

2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、調査委員会の委員に異議がある場合、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により最高管理責任者に異議を申し立てることができる。

3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データ、支出に係る証憑、その他の関係資料の精査及び関係者のヒアリングにより調査を行うものとする。

4 調査委員会は、前項により、次の各号に掲げる事項について調査し、その認定を行う。

(1) 不正の有無及び不正の内容

(2) 関与した者及びその関与の程度

(3) 不正使用の相当額等

- 5 調査委員会は、必要があると認めるときは、調査対象者及び調査に寄与すると思料されるものに対して事情聴取を行うことができる。
- 6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査に誠実に協力しなければならない。
- 7 その他、調査に係る具体的な事項は別に定める。

(不正行為の認定)

- 第11条 調査委員会は、調査開始後150日以内にその内容をまとめ、不正行為の有無及び程度について審理、判定し、最高管理責任者に報告をする。その際、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定するものとする。
- 2 調査委員会は、前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出てその承認を得るものとする。
 - 3 調査委員会は、不正行為があるとの判定に当たっては、調査対象者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
 - 4 調査委員会は、不正行為が等が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

(調査結果の通知及び報告)

- 第12条 最高管理責任者は、調査結果(認定を含む)を速やかに告発者及び被告発者(不正行為に関与したと認定された者を含む)に通知しなければならない。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その機関にも当該調査結果を報告する。
- 2 最高管理責任者は、調査結果(認定を含む)を当該事案に係る配分機関等及び関係省庁に報告しなければならない。
 - 3 悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、告発者の所属機関にも通知する。

(不服申立て)

- 第13条 不正行為と認定された被告発者は、調査結果に異議がある場合は、その通知を受けた日から起算して14日以内に窓口担当を通じて最高管理責任者に対して不服申し

立てることができる。

- 2 最高管理責任者は、不服申し立てに対して再調査の実施又は再調査の却下を決定した場合には、不服申立人及び当該事案に係る配分機関等並びに関係省庁に対し、その決定を通知するものとする。
- 3 不服申し立ての審査は、調査委員会が行う。

(再調査)

第14条 前条に基づく不服申し立てについて、再調査の実施を決定した場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。

- 2 前項の定める不服申立人からの協力依頼が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続きを打ち切ることができる。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、その調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に報告し、その承認を得るものとする。
- 4 最高管理責任者は、本条第2項又は第3項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る配分機関並びに関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第15条 最高管理責任者は、調査委員会において不正行為が行われたとの認定があった場合又は悪意に基づく告発と認定された場合は、速やかに調査結果を公表する。

- 2 前項により公表する内容は、不正行為に関与した者の氏名・所属及び不正の内容並びに本学が公表までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査方法・手順等とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、不正行為があったと認定された論文等が、告発前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったとの認定があった場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏えいしていた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあった

場合は、調査結果を公表するものとする。

- 5 前項ただし書きの公表における内容は、不正行為がなかったこと、論文等に故意によるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等とする。
- 6 最高管理責任者は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

(配分機関等への報告および調査への協力)

第16条 最高管理責任者は、告発等の申立てから210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における、管理・監査体制の状況、再発防止等を含む最終報告書を提出する。また、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関等に提出する。また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関等に報告する。

- 2 最高管理責任者は、配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関等に提出する。
- 3 最高管理責任者は、配分機関等の調査について、調査の支障がある等、正当な理由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(調査中における一時措置)

第17条 最高管理責任者は、調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

(措置の解除等)

第18条 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったと認定された場合は、調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

- 2 最高管理責任者は、不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(懲戒処分等)

第19条 最高管理責任者は、不正行為が行われたとの認定があった場合、又は告発が悪意によるものであると認定され、その告発者が本学に所属する場合は、その旨及びその内容を理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、就業規則等本学の規程に基づき、懲戒処分等の適切な措置を講じるものとする。
- 3 最高管理責任者は、前項により処分が課された場合は、当該事案に係る配分機関等及び関係省庁に対して処分内容等を通知する。

(不利益取り扱いの禁止)

第20条 職員は、不正行為に係る告発を行ったこと、告発に基づいて行われる調査または再調査に協力したこと等を理由として、当該調査に関係した者に対して不利益な取り扱いをしてはならない。

(是正措置)

第21条 調査の結果、不正行為が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者は、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとるよう、関係する部局の責任者に対して命ずる。また、必要に応じて本学全体における是正措置等をとるものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の是正措置等の内容について、配分機関及び関係省庁に報告する。

(秘密保持義務)

第22条 この規程に定める業務に携わるすべての者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職員でなくなった後も同様とする。

(事務)

第23条 この規程に定める委員会に関する事務は、関係する事務部門の協力を得て総務課が担当する。

(改廃)

第24条 この規程の改廃は、研究倫理委員会に諮り、常任理事会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成28年2月19日から施行する。

岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究倫理調査委員会規程(平成27年8月7日制定)は、これを廃止する。

附 則

この規程は、平成 29 年 2 月 7 日から一部改正施行する。